

近江八幡市不育症治療費助成について

近江八幡市では、医療機関で受けた不育症治療等に要した医療保険適用外の費用の一部を助成します。

【不育症とは】

2 回以上の流産や死産あるいは、早期新生児死亡(生後 1 週間以内の赤ちゃんの死亡)がある場合を不育症といいます。また、1 人目がいる場合でも 2 人目や 3 人目が続けて死産や流産になった際、続発性不育症として検査をし、治療を行う場合があります。

【助成対象者】

助成の対象となるのは、次のすべてに該当する方です。

- ・ 申請日において、近江八幡市に住民登録をしている
- ・ 医療機関において、不育症と診断され、検査や治療を受けている
(2 回以上の流産等で保険適用外(混合診療は含まない)の検査・治療費用に限ります)
- ・ 申請時に、市税等を完納している(ただし、交付申請時において納税義務がない場合は除きます。)

【助成内容】

助成対象は、医療機関において行われた保険外診療の不育症治療やそれに伴う検査に要する費用のみです。差額ベッド代や食事代等の直接治療に関係のない費用は対象となりません。また、保険診療と保険外診療を組み合わせで行う混合診療は対象になりません。

1 治療期間あたり 10 万円を限度に助成します。治療期間が 2 年度に渡る場合はその治療が終了してから申請してください。

※1 治療期間とは、不育症の治療等を開始した日から、当該不育症治療等に係る妊娠による出産(流産、死産等を含む)に伴う治療が終了するまでの期間です。

助成金を受け取ることができる期間は通算 5 年度まで(助成金の交付を受けなかった年度を除く)です。

【申請書類】

次の書類をすべて添えて健康推進課窓口へ申請してください。

- ① 近江八幡市不育症治療費助成金交付申請書兼請求書(別記様式第 1 号)
- ② 不育症治療等実施医療機関等証明書(別記様式第 2 号)
- ③ 不育症治療等を行った医療機関発行の領収書及び明細書の写し

※ 領収書は、保険適用外の不育症治療等にかかる費用と分かるもの

- ④ 婚姻関係又は事実婚関係に関する申立書（夫婦染色体検査等夫に係る検査及び治療を実施した場合に限る。）（別記様式第 3 号）
- ⑤ 滋賀県不育症検査費用助成検査受検証明書の写し（滋賀県不育症検査費用助成事業を受けた場合に限る。）
- ⑥ 滋賀県不育症検査費用助成金承認決定通知書の写し（滋賀県不育症検査費用助成事業を受けた場合に限る。）
- ⑦ 振込先通帳の写し及び印鑑

上記（④～⑥）の書類は、必要がない場合は、省略可能。

【申請期間】

申請期間は、治療終了日から 6 か月以内です。治療終了後は、速やかに申請の手続きをしてください。

【滋賀県不育症検査費用助成】

滋賀県では、研究段階にある不育症検査のうち、先進医療として実施されるものを対象に検査費用の一部を助成されています。詳細は右からホームページを確認ください。



【滋賀県不妊専門相談センター】

不育に関する医学的・専門的な相談や不育による心の悩み等についての様々な相談ができます。相談は無料です。

- 電話相談 月～金曜日 9時～16時（祝日と年末年始を除く）
専用電話 077-548-9083
- 面接相談 電話・メールでの予約が必要です。日程は電話で相談に応じます。
専用電話 077-548-9083
場所 滋賀医科大学医学部附属病院内
- メール相談 滋賀県不妊専門相談センターメール相談 検索
http://www.sumsog.jp/funin_mailform/

《申請窓口・お問い合わせ先》

近江八幡市子ども健康部健康推進課

電 話 0748-33-4252

F A X 0748-34-6612

E-mail 010836@city.omihachiman.lg.jp